

【各経済団体の長】 様

要 請 書

令和 4 年 5 月 3 0 日

郡 山 市 長 品川 萬里

田 村 市 長 白石 高司

三 春 町 長 坂本 浩之

小 野 町 長 村上 昭正

厚生労働省福島労働局

郡山公共職業安定所長 宇佐見 晃

福島県県中地方振興局長 中島 博

福島県県中教育事務所長 佐藤 敏宏

労働行政につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一昨年から世界各国で感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症は、国内においても、いまだ収束が見通せない状況にあり、生活や経済活動に甚大な影響を及ぼしております。全県が一丸となって新型コロナウイルスに打ち勝たなければなりません。

市町村、県及び国では、関係機関と連携を密にして雇用対策に取り組んでまいりますが、何より実際に雇用の場を提供していただく企業の方々の御理解と御協力が不可欠であります。

貴台におかれましては、このような趣旨を御理解いただき、下記事項につきまして、傘下企業の皆様にこの趣旨を周知・共有していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

記

1 「新規高等学校卒業者に係る求人確保」について

今春の新規高等学校卒業者ににつきましては、早期の求人提出により、お陰様をもちまして、3月末現在の県中管内高校生の就職内定率は99.3%（福島県調べ）となりました。また、県中管内における県内留保率は85.9%と県内地区別で高い割合となっておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

このような中、6月1日から来春高等学校卒業者への求人受付が開始されます。企業におかれましては、厳しい経営状況であると存じますが、企業の将来を担う有為な人材を確保し、地域の産業と雇用を守ることがこの難局を乗り越えるために極めて重要なことであり、第二の就職氷河期世代を作らないためにも中長期的な観点からの採用活動の継続をお願いしたいと考えております。

早期に求人提出をいただくことは、不安定な雇用情勢の中で就職を希望す

る生徒の安心につながるとともに、9月5日からの応募書類提出に向けて十分な検討を行うことができるため、早期離職の防止にも資するものと思われ
ます。

地域の産業を支える若者が、それぞれの夢の実現に向け、社会への第一歩
を力強く踏み出していくことができるよう、求人の拡大及び早期提出につき
まして、御配慮をお願いいたします。

また、採用後の定着のため、OJT を活用した離職防止研修、職場環境の整
備について御検討くださいますよう、併せてお願いいたします。

2 「就労困難者等の雇用創出」について

就労困難者、不安定就労者の方々が、社会参加と生活基盤の安定のため、
個人の適性や意欲に応じた多様で柔軟な働き方により、職業的自立ができる
よう、企業の皆様におかれましては、職場実習を含めた就労体験等について、
積極的な御協力をお願いいたします。

また、就労困難者等の個々の適性・能力等を踏まえた就業形態の導入及び
求人確保と就職後の定着への職場環境の整備等に取り組みくださいますよう、
併せてお願いいたします。

3 「子育てにやさしい職場づくり」について

事業所内保育施設の設置や、保育所の保育時間及び放課後児童クラブの開
所時間に十分に配慮した勤務時間の選択制（育児フレックスタイム）など子
育てしやすい就労環境づくりや、男性の家事・育児参画の推進、配偶者出産
時の有給休暇の確保や育児休業取得の徹底、育児で離職していた女性の再雇
用、多子世帯の従業員への財政的支援のほか、マタニティハラスメント・パ

タニティハラスメントの排除や、不妊治療に対する休暇制度の創設など、子育てにやさしい職場づくりの一層の推進をお願いいたします。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、保育施設等の臨時休業や登園自粛を呼びかけることが考えられますので、子育て中の労働者が自宅で保育等しやすくなるよう、テレワークの導入や特別休暇等について御検討くださいますよう、併せてお願いいたします。

4 「高齢者の就業機会の確保」について

令和3年4月から、改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの「高年齢者就業確保措置」が企業の努力義務となりました。

本改正は、少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的としております。この改正法を尊重し、企業の皆様におかれましては、個々の労働者の多様な特性やニーズを認めつつ、その能力を十分に発揮できるよう、高年齢者の就業機会の確保に取り組んでいただきますようお願いいたします。